



後期高齢者医療被保険者証の更新のお知らせ

10月1日から新たに医療費の窓口負担割合「2割」が追加

後期高齢者医療制度の窓口負担割合が見直され、令和4年10月1日から、現行の「1割」「3割」に、新たに「2割」が追加されます。9月上旬から新しい被保険者証を送付しますので、10月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。新しい被保険者証は、令和5年7月31日まで使えます。

なお、窓口負担割合の見直しに伴い、8月の更新時にお渡ししている被保険者証は、有効期限が令和4年9月30日までとなっております。

■ 2割負担に該当する方 (令和4年10月1日～)

同一世帯に住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方で、「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が320万円(単身世帯の場合は200万円)以上の方

※現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割負担となります。

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

令和4年10月1日から3年間は、負担割合が2割となる方について、1カ月の外来の自己負担額の増加額を3,000円までに抑える配慮措置を適用します。(入院の医療費は対象外です) 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月頃に兵庫県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

【令和4年10月1日～】

所得区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	
		個人ごと(外来のみ)	世帯ごと(外来+入院)		
現役並み所得者	Ⅲ 同一世帯に、住民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円)※1	460円	
	Ⅱ 同一世帯に、住民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円)※1		
	Ⅰ 同一世帯に、住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円)※1		
一般	Ⅱ 同一世帯に、住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方	2割	18,000円または 6,000円+(総医療費-30,000円)×10%の 低い金額を適用	57,600円 (多数回 44,400円)※1	
	Ⅰ 同一世帯に、住民税課税所得額28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない方		18,000円		
低所得	Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税である方	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円]※2
	Ⅰ 世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得額(公的年金等控除額は80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算)が0円の方			15,000円	100円

※1 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

※2 過去12カ月以内に低所得Ⅱ区分の入院日数が90日を超える場合の91日目からの額(160円)。申請が必要。

▶ 国保医療年金課 (☎64・3240)、📍 地域振興課 (☎75・0253)、📍 地域振興課 (☎72・2523)、📍 地域振興課 (☎322・1451)
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (コールセンター) (☎078・326・2021)

農業委員会だより

農地の適正な管理を! 農地パトロールを実施

農業委員会は、遊休農地解消に向け、7月から8月にかけて市内全域を14地区に分け、農地パトロールを実施しました。

雑草が繁茂するなど適正に管理されていない遊休農地は、周辺の農地や住民に迷惑をかけるため、農業委員または事務局職員が所有者に農地法に基づき適正に管理していただくよう是正指導を行います。

「農地は地域の大切な財産」です。周辺に迷惑がかからないように適正に管理してください。



▶ 農業委員会事務局 (☎64・3185)



後期高齢者医療保険料・介護保険料・市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料の納付がさらに便利になります! 10月1日から

令和4年10月1日から、後期高齢者医療保険料について、従来の市役所・金融機関等での納付に加え、新たに「コンビニエンスストアでの納付」・「スマホアプリによる納付」が可能となります。

また、介護保険料、市営住宅使用料および市営住宅駐車場使用料については、これまでの市役所・金融機関等・コンビニエンスストアでの納付に加え、新たに「スマホアプリによる納付」が可能となります。



1 コンビニエンスストアによる納付

新たに後期高齢者医療保険料について、下記のコンビニエンスストアで納付することができます。

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ポプラ、セイコーマート、ヤマザキデイリーストア、タイエー、ハセガワストア、ハマナスクラブ、生活彩家、スリーエイト、くらしハウス、MMK設置店、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア

2 スマホアプリによる納付

新たに後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料および市営住宅駐車場使用料について、納付書に印字されたバーコードを下記のスマホアプリで読み取ることで、納付することができます。

LINE Pay、PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY、ファミペイ

※スマホアプリで納付された場合は、お手元に納付書が残りますので、二重納付にご注意ください。

3 ご注意

下記のもの、コンビニエンスストアおよびスマホアプリではお取り扱いできません。

- ・バーコードの印字がないもの
- ・バーコードが読み取れないもの(バーコードの印字部分の破損や汚損等)
- ・金額を訂正したもの
- ・納付書1枚につき金額が30万円を超えるもの

4 後期高齢者医療保険の被保険者の方へ

現在、後期高齢者医療保険料を納付書で納付されている方で、コンビニエンスストアでの納付やスマホアプリによる納付を希望される場合は、新たな納付書に差し替えさせていただきますので、**10月1日以降**に下記までご連絡ください。

なお、7月中旬に保険料決定通知書とともに送付しました従来の納付書も、これまでどおり納付書裏面に記載の金融機関等でお取り扱いできます。

5 介護保険の被保険者の方、市営住宅入居者の方へ

9月30日までに発行された納付書は、これまでどおりコンビニエンスストアおよび金融機関等で納付が可能です。スマホアプリによる納付には使用できません。

スマホアプリによる納付を希望される場合は、新たな納付書に差し替えさせていただきますので、**10月1日以降**に下記までご連絡ください。新たな納付書は、コンビニエンスストア、金融機関等、スマホアプリによる納付が可能です。

▶ 【後期高齢者医療保険料に関すること】 国保医療年金課 (☎64・3240)

📍 地域振興課 (☎75・0253)、📍 地域振興課 (☎72・2523)、📍 地域振興課 (☎322・1451)

▶ 【介護保険料に関すること】 高年福祉課 (☎64・3155)

📍 地域振興課 (☎75・0253)、📍 地域振興課 (☎72・2523)、📍 地域振興課 (☎322・1451)

▶ 【市営住宅使用料および市営住宅駐車場使用料に関すること】 都市計画課 (☎64・3163)

📍 地域振興課 (☎75・0251)、📍 地域振興課 (☎72・2525)、📍 地域振興課 (☎322・1001)